

公害関係法令事務マニュアル
大気汚染防止法届出の手引き
(一般粉じん発生施設編)

令和4年3月

宮 城 県

目 次

1	定義（法第 2 条）	1
2	一般粉じん発生施設設置者の義務等	1
	(1) 設置（法第 18 条）、使用（法第 18 条の 2）、構造等の変更（法第 18 条）の届出	1
	(2) 基準を遵守する義務（法第 18 条の 3）	1
	(3) 氏名等の変更、廃止の届出（法第 18 条の 13）	1
	(4) 承継の届出（法第 18 条の 13）	1
3	届出の種類と添付書類	4
	(1) 届出の種類	4
	(2) 添付書類	4
4	届出書の提出先・提出方法	5
	(1) 届出の提出先	5
	(2) 提出部数（施行規則第 13 条）	5
	(3) 届出様式	5
5	届出書作成上の留意事項	5
6	届出書記入例	6
	(1) 一般粉じん発生施設設置等届出書（様式第 3）	6
	(2) 氏名等変更届出書（様式第 4）	11
	(3) 使用廃止届出書（様式第 5）	11
	(4) 承継届出書（様式第 6）	13
	(5) 委任状（任意）	14

はじめに

この手引きは、**仙台市以外**の宮城県内に大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」といいます。）に基づく**一般粉じん発生施設**を設置等しようとする事業者の方を対象としています。

仙台市内で同様の届出を行う場合には、仙台市環境局環境部環境対策課（電話 022-214-8222）へご相談ください。

1 定義（法第2条）

- (1) 「**粉じん**」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。
- (2) 「**一般粉じん**」とは、粉じんのうち、特定粉じん（石綿）以外の粉じんをいいます。
- (3) 「**一般粉じん発生施設**」とは、工場・事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので、政令（法施行令別表第2）で定める施設（2ページ 表1参照）をいいます。

2 一般粉じん発生施設設置者の義務等

(1) 設置（法第18条）、使用（法第18条の2）、構造等の変更（法第18条）の届出

一般粉じん発生施設を新たに設置、構造等の変更をしようとする時、又は法令の改正等で既存の施設が一般粉じん発生施設になった場合は、所定の事項を届け出なくてはなりません。ただし、つぎの施設に該当する場合は不要ですが、それぞれの法律に基づく所定の手続きは必要です。

- ① 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定される電気工作物
- ② ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定されるガス工作物
- ③ 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の経済産業省令で定める施設

(2) 基準を遵守する義務（法第18条の3）

一般粉じん発生施設を設置している者は、構造並びに使用及び管理について環境省令で定める基準を遵守しなくてはなりません。（2ページ 表1参照）

なお、基準に適合しないと認めるときは、基準に従うことを命じ、又は施設使用の一時停止を知事から命ぜられることがあります。

(3) 氏名等の変更、廃止の届出（法第18条の13）

(1) の届出をした者の氏名又は名称、住所及び法人にあつては代表者の氏名並びに工場又は事業所の名称及び所在地等に変更があつた場合や届出をした一般粉じん発生施設の使用を廃止した場合には、所定の事項を届け出なければなりません。

(4) 承継の届出（法第18条の13）

つぎの場合は所定の事項を届け出る必要があります。

- ① 設置又は使用の届出をした者からその届出に係る一般粉じん発生施設を譲り受け、又は借り受けた場合。ただし、届出の義務は、その施設を譲り受け、又は借り受けた個人または法人が負います。
- ② 設置又は使用の届出をした者について相続、法人にあつては合併・分割があつた場合。ただし、届出の義務は、相続人、合併後存続する法人、若しくは合併により新たに設立した法人又は分割によりその施設を承継した法人が負います。

表1 一般粉じん発生施設及び構造・使用・管理基準

番号	施設の種類	施設の規模	構 造 等 基 準
1	コークス炉	原料処理能力が50t/日以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2. 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3. 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1000m ² 以上	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水が行われていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの容積が0.03m ³ 以上	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kW以上	<p>次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力が15kW以上	<p>次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(備考) (S46.8.25 環大企第5号 環境庁大気保全局長通知)

1. コークス炉

施設は一炉団(通常、石炭塔により分離された一連の炉室の集合)単位とする。したがって原料処理能力は一炉団当たりの一日の能力である。

石炭を原料とするもののほか、石油、ピッチを原料とするものについても適用する。

2. 堆積場

(1) 鉱物とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物及びこれに類するボーキサイト、岩塩等の国内に産しない鉱物並びにコークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイド等をいい、土石には石炭灰も含むものとする。

(2) 堆積場が区画されている場合であっても連続しているものは一施設とする。二種類以上の鉱物又は土石が区画して堆積される場合であっても連続しているものは一施設とする。

(3) 建設現場などにおいて、長期にわたって使用される堆積場は原則として対象とする。

(4) 鉱物又は土石以外のものの用途に供される置場、倉庫等に、臨時的に鉱物又は土石が堆積される場合は対象としない。

3. 破碎機等

(1) ふるいとは、振動ふるい、トロンメル等をいう。

(2) 密閉構造とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えば、バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、あるいは挿入口、排出口に続く施設の相当部分がカバーされているものが該当する。

(3) ベルトコンベアーの場合は、ホッパー、破碎機等の施設で区切られ、定置された一連のコンベアー単基の集合を全体として一施設とする。

3 届出の種類と添付書類

(1) 届出の種類

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	届出様式
一般粉じん発生施設設置届 (法第 18 条第 1 項)	一般粉じん発生施設を設置しようとする場合	工事着手前まで	・様式第 3 ・別紙 1~4
一般粉じん発生施設使用届 (法第 18 条の 2 第 1 項)	法の改正等により、すでに設置している（設置工事中も含む）施設が、一般粉じん発生施設となった場合	一般粉じん発生施設となった日から 30 日以内	
一般粉じん発生施設変更届 (法第 18 条第 3 項)	設置（使用）届出を行った一般粉じん発生施設の構造、使用及び管理の方法を変更しようとする場合	工事着手前まで	
氏名等変更届 (法第 18 条の 13 第 2 項)	氏名又は名称、住所、法人の代表者氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合	変更後 30 日以内	・様式第 4
使用廃止届 (法第 18 条の 13 第 2 項)	届出施設の使用を廃止した場合	廃止後 30 日以内	・様式第 5
承継届 (法第 18 条の 13 第 2 項)	届出施設を譲り受け、又は借り受け、相続、合併又は分割によって、その地位を承継した場合	承継後 30 日以内	・様式第 6

(2) 添付書類

- ① 工場・事業場への案内図（付近の見取図）
- ② 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の位置を示した事業場内の配置図
- ③ 一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要図
- ④ 一般粉じん発生施設の構造とその主要寸法を記入した概要図及び仕様書
- ⑤ 一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図及び仕様書

4 届出書の提出先・提出方法

(1) 届出書の提出先

提出先	郵便番号	住 所	電話番号	所 管 区 域
仙南保健所 環境廃棄物班	989-1243	大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
塩釜保健所 環境廃棄物班	985-0003	塩竈市北浜四丁目 8-15	022-363-5506	塩竈市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷市, 大衡村
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央三丁目 1-18	0223-22-6295	名取市, 岩沼市, 亘理町, 山元町
大崎保健所 環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭四丁目 1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	栗原市, 大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町
石巻保健所 環境廃棄物班	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目 7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市, 登米市, 東松島市, 女川町
気仙沼保健所 環境廃棄物班	988-0066	気仙沼市東新城三丁目 3-3	0226-22-5127	気仙沼市, 南三陸町
(参考) 仙台市 環境対策課 大気係	980-8671	仙台市青葉区二日町 6 番 12 号 MS ビル二日町	022-214-8222	仙台市

(2) 提出部数 (施行規則第 13 条)

提出部数は正本 1 部, 写し 1 部です。また, 届出書の写しを, 事業所において保管してください。

(3) 届出様式

所定の様式に記載してください。用紙は各保健所環境廃棄物班又は宮城県環境生活部環境対策課にあります。

また, 宮城県のホームページからダウンロードして使用することもできます。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/to-taiki.html>)

フレキシブルディスク等による届出も可能ですが, 詳細については, 管轄の保健所にお問い合わせください。

5 届出書作成上の留意事項

- (1) 届出は施設ごとに記載してください。二つ以上の施設が同一工場・事業場に設置等される場合は, 一つの届出書に分けて記載して提出してください。
- (2) 施設の設置及び変更の届出の「着手予定日」とは, 施設の基礎工事を始める日を指します。
- (3) 届出者は, 法人にあっては法人の代表者としてください。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は, 委任状を添付してください。委任した工場長等が交代した場合には, 氏名等変更届の提出時に新たな委任状の提出も必要となります。
- (4) 添付書類は, なるべく JIS の A 4 の大ききで作成してください。図面等 A 4 より大きい版のものは A 4 の大ききに折り, かつ, 左閉じにして開けやすいように折りこんでください。

6 届出書記入例

(1) 一般粉じん発生施設設置等届出書（様式第3）

様式第3

一般粉じん発生施設設置~~（使用，変更）~~届出書

該当する事項以外を二重線で抹消する若しくは該当事項を丸で囲んでください。

〇〇年△△月□□日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇市〇〇町〇〇1丁目2番3号
 氏名 宮城製造株式会社
 代表取締役 宮城太郎
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

大気汚染防止法第18条第1項~~（第18条第3項，第18条の2第1項）~~の規定により，一般粉じん発生施設について，次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	宮城製造株式会社 〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇1丁目2番3号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	※受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生施設の種類の種類	① コークス炉 1施設 ② 堆積場 2施設 ③ ベルトコンベア 5施設 ④ 破砕機 1施設 ⑤ ふるい 1施設	※施設番号	
一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり。	※審査結果	
		※備考	

- 備考
- 1 一般粉じん発生施設の種類の欄には，大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には，記載しないこと。
 - 3 変更の届出の場合には，変更のある部分について，変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは，図面，表等やむを得ないものを除き，日本産業規格A4とすること。

別紙 1

一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		コークス No. 1	
名称及び型式		湿炉式	
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		〇〇年 △△月 □□日	年 月 日
使用開始予定年月日		〇〇年 △△月 □□日	年 月 日
規模	原料の処理能力 (t/日)	130 t/日	
	炉室数	5室	
	炭化時間 (h)	2.5 h	
装炭作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	サイクロンA-II型	
	集じん機効率 (%)	75%	
	送風機の原動機出力 (kW)	37 kW 2基	
窯出し作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	サイクロンA-I型	
	集じん機効率 (%)	69%	
	送風機の原動機出力 (kW)	22 kW 1基	
消火作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	フードによってII型サイクロンへ	
参考事項		(変更前)	(変更後)

備考 1 に注意して記載してください。

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

変更の届出の場合は、変更の前後がわかるように記載してください。

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		NO. 1 堆積場	NO. 2 堆積場	
名 称 及 び 型 式		骨材置場	骨材置場	
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日		〇〇 年 △△ 月 □□ 日	〇〇 年 △△ 月 □□ 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		〇〇 年 △△ 月 □□ 日	〇〇 年 △△ 月 □□ 日	
規 模	面 積 (m ²)	1, 8 0 0	2, 0 0 0	
	堆 積 能 力 (t)	4, 0 0 0	9, 8 0 0	
堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量 (t/年)		碎石 15mm, 比重 2.54, 水分 3.5% 50,000 t	碎石 0.3mm, 比重 2.84 水分 4%, 80,000t	
使 用 及 び 管 理 の 方 法	堆積物がある中に設置されている建築物の概要	高さ 2 m のブロック造り	建築物は無い	
	散 水	装置の種類・型式・基数	ホース, 移動式, 3 基	スプリンクラー〇〇型×20 基
		装置の能力 (m ³ /h)	4m ³ /h×3	10m ³ /h×20
	散 水 の 方 法	午前 1 回, 午後 2 回 3 ㎥ / t	常時 20 ㎥/t	
	防じんカバーの設置状況	なし	なし	
	薬 液	薬液の種類・名称	〃	〃
		装置の種類・型式・基数	〃	〃
		装置の能力 (m ³ /h)	〃	〃
	散 布 の 方 法	〃	〃	
	縮 固 め の 方 法	装置の種類・型式	〃	〃
方 法		〃	〃	
そ の 他 の 方 法		〃	〃	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の間延べ堆積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量 L/t）、実施頻度等を記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

備考1に注意して記載
してください。

一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		NO.1~NO.5 ベルトコンベア		
名称及び型式		コンベアベルト		
設置年月日		年 月 日		年 月 日
着手予定年月日		〇〇年△△月□□日		年 月 日
使用開始予定年月日		〇〇年△△月□□日		年 月 日
規	ベルト幅（cm）又はバケット内容積（m ³ ）	90cm		
	単基の長さ（m）×基数	46m×5		
模	ベルト又はバケットの速度（m/分）	60		
	運搬能力（t/h）	300		
運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量（t/h）		碎石 35,000		
使 用 及 び 管 理 の 方 法	コンベアがその中に設置されている建築物の概要	なし		
	集 じん 機	集じん機の種類・型式	〃	
集じん機効率（%）		〃		
送風機の原動機出力（kW）		〃		
散 水	装置の種類・型式	噴霧散布機 〇〇製△△型（型番）		
	装置の能力（m ³ /h）	1.8m ³ /h		
	運搬量当たり散水量（L/t）	2ℓ/t		
防じんカバーの設置状況		一部設置（別図のとおり）		
そ の 他	方 法	なし		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

備考 1 に注意して記載してください。

一般粉じん発生施設(破碎機, 摩砕機, ふるい)の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号		スクリーン	NO.1 破碎機	
名称及び型式		パイプレーター スクリーン 〇〇製△△型	〇〇クラッシャー 〇〇製□□型	
設置年月日		年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日		〇〇年△△月□□日	〇〇年△△月□□日	
使用開始予定年月日		〇〇年△△月□□日	〇〇年△△月□□日	
規 模	原動機の定格出力 (kW)	30	110	
	処理能力 (t/h)	150	250	
処理対象物の種類及び通常の間月間処理量 (通常) (t/月)		碎石 15,000	碎石 15,000	
使 用 及 び 管 理 の 方 法	破碎機, 摩砕機又はふるいがその中に設置されている建築物の概要		コンクリート基礎上 鉄骨, 全面トタン張	
	集 じん 機	集じん機の種類・型式	なし	なし
		集じん機効率 (%)	〃	〃
		送風機の原動機出力 (kW)	〃	〃
	散 水	装置の種類・型式	〃	〇〇製〇〇型ポンプ
		装置の能力 (m ³ /h)	〃	1.5 m ³ /h
		処理量当たり散水量 (L/t)	〃	8ℓ/t
	防じんカバーの設置状況		上部を全部トタン囲 (別図のとおり)	なし
	その他	方 法	なし	〃

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に, 使用届出の場合には設置年月日の欄に, 変更届出の場合には設置年月日, 着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に, それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には, 散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

(2) 氏名等変更届出書 (様式第 4)

様式第 4

氏 名 等 変 更 届 出 書

〇〇 年 △△ 月 □□ 日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

- ・届出者が個人の場合は自宅住所を、法人の場合は本社又は本店の住所を記載してください。
- ・法人の場合は会社名の他に代表者の氏名も記載してください

届出者

住所 〒980-0014
 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 - 1
 氏名 宮城製造株式会社
 代表取締役 宮城花子
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

不要な文字は抹消してください。

氏名、~~名称、住所又は所在地~~に変更があつたので、大気汚染防止法第 11 条 (第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	一般粉じん発生施設	※整理番号	
	変更の内容	変更前 代表取締役 宮城 太郎	※受理年月日	
		変更後 代表取締役 宮城 花子	※施設番号	
変更の年月日		〇〇 年 △△ 月 □□ 日		
変更の理由		取締役会において、宮城太郎は代表権のない会長に就任し、宮城花子が代表取締役に就任した。	※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(3) 使用廃止届出書 (様式第5)

様式第5

使用廃止届出書

〇〇年△△月□□日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

- 届出者が個人の場合は自宅住所を、法人の場合は本社又は本店の住所を記載してください。
- 法人の場合は会社名の他に代表者の氏名も記載してください

届出者

住所 〒980-0014
 仙台市青葉区本町3丁目8-1
 氏名 宮城製造株式会社
 代表取締役 宮城花子
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

不要な文字は抹消してください。

~~ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)~~の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	一般粉じん発生施設	※整理番号	
	工場又は事業場の名称	宮城製造株式会社〇〇工場	同種の施設が複数ある場合は、廃止する施設が特定できるように施設番号を記載するか、配置図等を添付してください。	
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町1丁目2番3号			
施設の種類	① コークス炉 1施設 (コークス炉NO.1)	※備考		
施設の設置場所	〇〇市〇〇町1丁目2番3号 詳細は別添配置図のとおり			
使用廃止の年月日	〇〇年△△月□□日			
使用廃止の理由	施設老朽化のため			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(4) 承継届出書 (様式第 6)

様式第 6

承 継 届 出 書

〇〇 年 △△ 月 □□ 日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

- ・届出者が個人の場合は自宅住所を、法人の場合は本社又は本店の住所を記載してください。
- ・法人の場合は会社名の他に代表者の氏名も記載してください

届出者

住所 〒980-0014
 仙台市青葉区本町3丁目8-1
 氏名 宮城プロダクツ株式会社
 代表取締役 青葉太郎
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

不要な文字は抹消してください。

~~ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)~~に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第 12 条第 3 項(第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	一般粉じん発生施設	※整理番号	
工場又は事業場の名称		株式会社宮城プロダクツ 〇〇工場	※受理年月日	
工場又は事業場の所在地		〇〇市〇〇町1丁目2番3号	※施設番号	
施設の種類		① コークス炉 1施設 ② 堆積場 2施設 ③ ベルトコンベア 5施設 ④ 破碎機 1施設		
施設の設置場所		〇〇市〇〇町1丁目2番3号		
承継の年月日		〇〇年△△月□□日	※備考	
被承継者	氏名又は名称	宮城製造株式会社		
	住所	仙台市青葉区本町3丁目8-1		
承継の原	因	会社合併のため		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(5) 委任状（任意）

委 任 状

私は、当社〇〇(事業所名等) 工場長 △△ □□ (氏名)を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

〇〇工場(事業所名等)における「〇〇〇〇〇〇法」に関する届出の権限

〇〇 年 △△ 月 □□ 日

住 所 仙台市青葉区本町 3 - 8 - 1

会社名 宮城製造株式会社

代表取締役 宮城太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇